

重度障害者の通勤・通学や就労時の介護サービスについて、重度訪問介護の利用が可能となることを求める意見書

重度障害者への訪問介護の現在の制度は家の中でも外でも自由に使えます。しかし24時間介護の必要な方々は仕事につくとヘルパーが使えなくなるため、給与の出る仕事に就けないのが現状です。

重度訪問介護は仮に重度訪問介護で職場勤務できるようにしても新たに予算を必要とするものではありません。支給決定を受けているヘルパー時間を増やす必要もありません。

重度障害者の通勤・通学や就労時の介護サービスについて、重度訪問介護の利用が不可能なため、同じような仕事を無報酬でボランティア活動として毎日やっている事例もあります。

この問題は本年7月に施行された第25回参議院議員通常選挙において、2名の重度障害を持つ参議院議員が誕生したことでマスコミ等に大きく取り上げられました。

さいたま市においては、本年6月から在宅での仕事に訪問介護サービスを受けられる独自の就労支援事業を全国で初めて設けました。また大阪府においては、本年8月に大阪府独自の補助制度も新設する方針を固めました。

政府においては本年6月6日の参議院厚生労働委員会の附帯決議を受けて「障害者雇用・福祉連携プロジェクトチームを立ち上げ、そこでしっかり議論していく」と本年8月2日、根本匠厚生労働大臣は記者会見で述べられました。

障害者自立支援法の精神に則り、重度障害者の通勤・通学や就労時の介護サービスについて、重度訪問介護の利用が可能となるように、一日も早く制度の見直しを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月20日

所 沢 市 議 会

提 出 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣